

3 劣化の軽減に関すること

3 - 1 劣化対策等級（構造躯体等）

(1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等について適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

「限界状態」とは、次のa又はbのいずれかの状態をいう。

a 通常の居住に耐えられる限界を超えて住宅の性能が低下しており、かつ、通常の修繕や部分的な交換により通常の居住に耐えられる状態まで回復できない状態

b 通常の修繕や部分的な交換により通常の居住において耐えられる状態まで回復できる状態であるが、継続的に使用することが経済的に不利になることが予想される状態

「世代」とは、一般的に一の世帯主が一の住宅を所有する期間をいい、一世代をおおむね25年間から30年間程度とする。

「構造躯体等」とは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の建築物にあっては構造躯体及びそれと一体のものとしてつくられた鉄筋コンクリート造等の部分を、鉄筋コンクリート造等以外の建築物にあっては構造躯体をいう。

「劣化現象」とは、次に掲げる住宅の構造に応じ、それぞれ次に掲げるものをいう。

a 木造の住宅 腐朽及び蟻害による木材の劣化

b 鉄骨造の住宅 発錆による鋼材の断面の欠損

c 鉄筋コンクリート造等の住宅 コンクリートの中酸化による鉄筋の発錆及び凍結融解作用によるコンクリートの劣化

d 補強コンクリートブロック造の住宅 コンクリート又はモルタル（以下「コンクリート等」という。）の中酸化及び雨水の浸透による鉄筋の発錆並びに凍結融解作用によるコンクリート等の劣化

~~e~~ その他の構造 構造躯体を構成する部材に応じ、aから~~e~~**d**までに準ずる現象

ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、住宅の構造躯体等を構成する部材の劣化のしにくさとする。

各等級に要求される水準は、通常想定される自然条件及び維持管理条件の下において、構造躯体等に対し、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、劣化現象を軽減するために(ろ)項に掲げる対策が講じられていること。

| (い) 等級 | (ろ) 講じられている対策 |
|-----------|----------------------------------|
| 3 | 住宅が限界状態に至るまでの期間が3世代以上となるための必要な対策 |
| 2 | 住宅が限界状態に至るまでの期間が2世代以上となるための必要な対策 |
| 1 | 建築基準法に定める対策 |

(3) 評価基準

次のイ、ロ ~~又は~~ **ハ又はニ**に掲げる住宅の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。

ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に係るものに限る。）に適合している住宅は、等級1を満たすものとする事ができる。

イ 木造住宅

等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a 外壁の軸組等

外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。）のうち地面からの高さ1m以内の部分、次の（ ）から（ ）までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあつては、防蟻^カ処理を要しない。

（ ） 通気層を設けた構造（壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。）又は軒の出が90cm以上である真壁構造（柱が直接外気に接する構造をいう。）のいずれかの構造（以下「通気構造等」という。）となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の(イ)から(ニ)までのいずれかに適合するものであること。

(イ) 軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等（集成材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第601号）に規定する化粧張り構造用集成柱、構造用集成材の日本農林規格（平成8年農林水産省告示第111号）に規定する構造用集成材、構造用単板積層材の日本農林規格（昭和63年農林水産省告示第1443号）に規定する構造用単板積層材又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成3年農林水産省告示第701号）に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいう。以下同じ。）が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等（構造用合板の日本農林規格（昭和44年農林省告示第1371号）に規定する構造用合板、構造用パネルの日本農林規格（昭和62年農林水産省告示第360号）に規定する構造用パネル、日本工業規格A5908に規定するパーティクルボードのうちPタイプ又は日本工業規格A5905に規定する繊維板のうちミディアムデンシティボードのPタイプをいう。以下同じ。）が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻^カに有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻^カに有効な接着剤が混入されたものであること。

(ロ) 軸組等に製材又は集成材等でその小径が13.5cm以上のものが用いられていること。

(ハ) 軸組等に構造用製材規格等（針葉樹の構造用製材の日本農林規格（平成3年農林水産省告示第143号）、広葉樹製材の日本農林規格（平成8年農林水産省告示第1086号）及び枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）をいう。以下同じ。）に規定する耐久性区分D₁の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等でその小径が12.0cm以上のものが用いられていること。

(ニ) (イ)から(ハ)までに掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

（ ） 構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちK3以上の防腐処理及び

防蟻処理（日本工業規格 K 1570 に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いた K 3 以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。以下「K 3 相当以上の防腐・防蟻処理」という。）が施されていること。

() ()又は()に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

b 土台

土台が次の()から()までのいずれかに適合し、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられ、かつ、~~ていること。~~

() 土台に K 3 相当以上の防腐・防蟻処理（北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうち K 2 以上の防腐処理及び防蟻処理（日本工業規格 K 1570 に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いた K 2 以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。））が施されていること。

() ~~ただし、~~構造用製材規格等に規定する耐久性区分 D₁ の樹種に区分される製材のうち、ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ケヤキ、クリ、ベイヒバ、タイワンヒノキ、ウェスタンレッドシーダーその他これらと同等の耐久性を有するものに区分される製材又はこれらにより構成される集成材等が用いられている土台にあっては、防腐処理又は防蟻処理が施されていることを要しないこと。

() ()又は()に掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

c 浴室及び脱衣室

浴室及び脱衣室の壁の軸組等（室内側に露出した部分を含む。）及び床組（1階の浴室廻りで布基礎の上にコンクリートブロックを積み上げて腰壁とした部分又はコンクリート造の腰高布基礎とした部分を除き、浴室又は脱衣室が地上2階以上の階にある場合にあっては下地材を含む。）並びに浴室の天井が、次の()から()までのいずれか又は a の()から()までのいずれかに適合していること。

() 防水上有効な仕上げが施されているものであること。

() 浴室にあっては、日本工業規格 A 4416 に規定する浴室ユニットとするものであること。

() ()又は()に掲げるものと同等の防水上有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

d 地盤

基礎の内周部及びつか石の周囲の地盤は、次の()から()までのいずれか（基礎断熱工法を用いる場合にあっては()）に適合する有効な防蟻措置が講じられていること。ただし、北海道、青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県、富山県、石川県又は福井県の区域内に存する住宅にあっては、この限りでない。

() 地盤を鉄筋コンクリート造のべた基礎で又は布基礎と鉄筋により一体となって基礎の内周部の地盤上に一様に打設されたコンクリートで覆ったものであること。

() 有効な土壌処理が施されたものであること。

() ()又は()に掲げるものと同等の防^ぎ蟻性能があると確かめられたものであること。

e 基礎

地面から基礎上端までの高さが 400 mm以上であること。

f 床下

床下が次に掲げる基準に適合していること。

() 厚さ 60mm 以上のコンクリート、厚さ 0.1mm 以上の防湿フィルムその他同等の防湿性能があると確かめられた材料で覆われていること。

() 外壁の床下部分には、壁の長さ 4 m以下ごとに有効面積 300cm²以上の換気口が設けられ、壁の全周にわたって壁の長さ 1 m当たり有効面積 75cm²以上の換気口が設けられ、又は同等の換気性能があると確かめられた措置が講じられていること。ただし、基礎断熱工法を用いた場合で、床下が厚さ 100mm 以上のコンクリート、厚さ 0.1mm 以上の防湿フィルム（重ね幅を 300mm 以上とし、厚さ 50mm 以上のコンクリート又は乾燥した砂で押さえたものに限る。）その他同等の防湿性能があると確かめられた材料で覆われ、かつ、基礎に次の表の地域区分（5 - 1(2)イ に規定する地域区分をいう。）及び断熱材の熱伝導率に応じ、それぞれに掲げる厚さ（単位 mm）以上の断熱材が用いられているときは、この限りでない。

| 断熱材の種類 建設地域 | 断熱材の熱伝導率（単位 W / m · K） | | |
|----------------|------------------------|---------------|----------|
| | 0.052 ~ 0.046 | 0.045 ~ 0.041 | 0.040 以下 |
| 地域 | 65 | 60 | 50 |
| その他 | 35 | 30 | 25 |

g 小屋裏

小屋裏（屋根断熱工法を用いていることその他の措置が講じられていることにより、室内と同等の温熱環境にあると認められる小屋裏を除く。）を有する場合にあっては、次の()から()までのいずれかの換気方式であること。

() 小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気上有効な位置に 2 以上の換気口が設けられ、かつ、換気口の有効面積の天井面積に対する割合が 300 分の 1 以上であること。

() 軒裏に換気上有効な位置に 2 以上の換気口が設けられ、かつ、換気口の有効面積の天井面積に対する割合が 250 分の 1 以上であること。

() 軒裏に給気口が設けられ、小屋裏の壁で屋外に面するものに排気口が給気口と垂直距離で 90 cm以上~~分離~~して設けられ、かつ、給気口~~又は~~及び排気口の有効面積の天井面積に対する割合がそれぞれ 900 分の 1 以上であること。

() 軒裏に給気口が設けられ、小屋裏の頂部に排気塔その他の器具を用いて排気口が設けられ、かつ、給気口の有効面積の天井面積に対する割合が 900 分の 1 以上であり、排気口の有効面積の天井面積に対する割合が 1600 分の 1 以上であること。

h 構造部材等

令第 37 条、第 41 条、第 49 条及び第 80 条の 2（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分で、構造躯体等の劣化軽減に係るものに限る。）の規定に適合していること。

等級 2

次に掲げる基準に適合していること。

a 外壁の軸組等

外壁の軸組等のうち地面からの高さ1m以内の部分が、次の()から()までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

() 外壁が通気構造等であること。

() 軸組等(下地材を除く。)に製材又は集成材等が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

() 軸組等に製材又は集成材等でその小径が12.0cm以上のものが用いられていること。

() 軸組等に構造用製材規格等に規定する耐久性区分D₁の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等が用いられていること。

() ()から()までに掲げるものと同等の劣化の軽減に有効な措置が講じられていることが確かめられたものであること。

b その他

bからhまでに掲げる基準に適合していること。この場合において、c中「aの()から()まで」とあるのは、「aの()から()まで」とする。

等級1

hに掲げる基準に適合していること。

ロ 鉄骨造住宅

等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a 構造躯体

() 柱(ベースプレートを含む。以下及びにおいて同じ。)、はり又は筋かいに使用されている鋼材にあっては、次の表の(い)項に掲げる鋼材の厚さに応じ、(ろ)項に掲げるイからハまでのいずれかの防錆措置又はこれと同等の防錆措置が講じられていること。

表 1

| (い) | (ろ) | |
|---|---|--|
| 鋼材の厚さ | 防錆措置 | |
| | 一般部 | 最下階（地階を除く。）の柱脚部 |
| 12mm 以上 | / | イ 表 2 における区分 2 から区分 5 までのいずれかの塗膜 □ 表 3 における区分 2 から区分 5 までのいずれかのめっき処理 |
| 9 mm 以上 | イ 表 2 における区分 1 から区分 5 までのいずれかの塗膜 □ 表 3 における区分 1 から区分 5 までのいずれかのめっき処理 | イ 表 2 における区分 3 から区分 5 までのいずれかの塗膜 □ 表 3 における区分 3 から区分 5 までのいずれかのめっき処理 |
| 6 mm 以上 | イ 表 2 における区分 2 から区分 5 までのいずれかの塗膜 □ 表 3 における区分 2 から区分 5 までのいずれかのめっき処理 | イ 表 2 における区分 4 又は区分 5 のいずれかの塗膜 □ 表 3 における区分 4 又は区分 5 のいずれかのめっき処理 |
| 2.3mm 以上 | イ 表 2 における区分 4 又は区分 5 のいずれかの塗膜 □ 表 3 における区分 4 又は区分 5 のいずれかのめっき処理 | イ 表 2 における区分 5 の塗膜 □ 表 3 における区分 5 のめっき処理 ハ 表 3 における区分 4 のめっき処理及び表 2 における f、g 又は h のいずれかの塗膜 |
| 1 この表及び a () の表において「柱脚部」とは、柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合にあつては当該鋼材のうちコンクリート上端の下方10cmから上方1mまでの範囲の全面をいい、柱の脚部をコンクリートに埋め込む場合以外の場合にあつては当該鋼材下端から1mまでの範囲の全面をいう。 2 この表及び a () の表において「一般部」とは、最下階（地階を除く。）の柱脚部以外の部分をいう。 | | |

表2

| | | 下塗り1 | 塗り回数 | 下塗り2 | 塗り回数 | 中塗り・上塗り | 塗り回数 |
|-----|---|--------------------|------|------------------|------|-----------------|------|
| 区分1 | a | 鉛系さび止めペイント | 1回 | - | - | 鉛系さび止めペイント | 1回 |
| | b | ジンクリッチプライマー | 1回 | - | - | - | - |
| | c | 2液形エポキシ樹脂プライマー | 1回 | - | - | - | - |
| 区分2 | d | 厚膜形ジンクリッチプライマーペイント | 1回 | - | - | - | - |
| | e | 鉛系さび止めペイント | 2回 | - | - | 合成樹脂調合ペイント | 2回 |
| | f | 2液形エポキシ樹脂プライマー | 1回 | - | - | 合成樹脂調合ペイント | 2回 |
| | g | 2液形エポキシ樹脂プライマー | 1回 | - | - | 2液形エポキシ樹脂エナメル | 1回 |
| 区分3 | h | 2液形エポキシ樹脂プライマー | 1回 | - | - | 2液形エポキシ樹脂エナメル | 2回 |
| | i | - | - | - | - | 2液形タールエポキシ樹脂塗料 | 3回 |
| | j | ジンクリッチプライマー | 1回 | - | - | 2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル | 1回 |
| 区分4 | k | ジンクリッチプライマー | 1回 | - | - | 2液形タールエポキシ樹脂塗料 | 2回 |
| | l | ジンクリッチプライマー | 1回 | 2液形エポキシ樹脂プライマー | 1回 | 2液形エポキシ樹脂エナメル | 1回 |
| 区分5 | m | ジンクリッチプライマー | 1回 | 2液形エポキシ樹脂プライマー | 1回 | 2液形エポキシ樹脂エナメル | 2回 |
| | n | ジンクリッチプライマー | 1回 | 2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー | 1回 | 2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル | 2回 |

- 1 この表においてa、c、e、f、g、h及びiの塗膜は、コンクリートに埋め込む部分には使用しないものとする。
- 2 この表においてc、f、g及びh以外の塗膜は、めっき処理を施した鋼材には使用しないものとする。
- 3 この表においてc、g及びhの塗膜をめっき処理を施した鋼材に使用する場合は、1にかかわらずコンクリートに埋め込む部分に使用できるものとする。
- 4 この表において下塗り1及び下塗り2は工場内にて行うものとする。
- 5 この表において「鉛系さび止めペイント」とは、日本工業規格K5622に規定する鉛丹さび止めペイント、日本工業規格K5623に規定する亜酸化鉛さび止めペイント、日本工業規格K5624に規定する塩基性クロム酸鉛さび止めペイント又は日本工業規格K5625に規定するシアナミド鉛さび止めペイントをいう。
- 6 この表において「ジンクリッチプライマー」とは、日本工業規格K5552に規定するジンクリッチプライマーをいう。
- 7 この表において「2液形エポキシ樹脂プライマー」とは、日本工業規格K5551に規定する2液形エポキシ樹脂塗料1種下塗塗料をいう。
- 8 この表において「厚膜形ジンクリッチペイント」とは、日本工業規格K5553に規定する厚膜形ジンクリッチペイントをいう。
- 9 この表において「2液形エポキシ樹脂エナメル」とは、日本工業規格K5551に規定する2液形エポキシ樹脂塗料1種上塗塗料をいう。
- 10 この表において「合成樹脂調合ペイント」とは、日本工業規格K5516に規定する合成樹脂調合ペイントをいう。
- 11 この表において「2液形タールエポキシ樹脂塗料」とは、日本工業規格K5664に規定する2液形タールエポキシ樹脂塗料をいう。
- 12 この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂プライマー」とは、日本工業規格K5551に規定する2液形エポキシ樹脂塗料2種下塗塗料をいう。
- 13 この表において「2液形厚膜エポキシ樹脂エナメル」とは、日本工業規格K5551に規定する2液形エポキシ樹脂塗料2種上塗塗料をいう。

表3

| めっき処理 | |
|---|--|
| 区分1 | 片面付着量が 30g/m ² 以上 60g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき |
| | 両面付着量が 60g/m ² 以上 120g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号 Z 06、Z 08、Z 10、F 06、F 08 若しくは F 10 に該当する溶融亜鉛めっき鋼材 |
| 区分2 | 片面付着量が 60g/m ² 以上 90g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき |
| | 両面付着量が 120g/m ² 以上 180g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号 Z 12 若しくは F 12 に該当する溶融亜鉛めっき鋼材 |
| 区分3 | 片面付着量が 90g/m ² 以上 120g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき |
| | 両面付着量が 180g/m ² 以上 240g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号 Z 18、Z 20、Z 22 若しくは F 18 に該当する溶融亜鉛めっき鋼材 |
| 区分4 | 片面付着量が 120g/m ² 以上 180g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき |
| | 両面付着量が 240g/m ² 以上 360g/m ² 未満の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号 Z 25、Z 27 若しくは Z 35 に該当する溶融亜鉛めっき鋼材 |
| 区分5 | 片面付着量が 180g/m ² 以上の溶融亜鉛めっき |
| | 両面付着量が 360g/m ² 以上の溶融亜鉛めっき又は両面付着量表示記号 Z 45 若しくは Z 60 に該当する溶融亜鉛めっき鋼材 |
| 1 この表において「溶融亜鉛めっき」とは、日本工業規格 H 8641 に規定する溶融亜鉛めっきをいう。 2 この表において「溶融亜鉛めっき鋼材」とは、日本工業規格 G 3302 に規定する溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯をいう。 3 この表において「両面付着量」とは、両面3点法平均付着量をいう。 | |

- () 構造躯体のうち柱、はり及び筋かい以外の部分に使用されている鋼材にあっては、()の表2に掲げる鉛系さび止めペイントが、塗り回数が2以上となるように全面に塗布され、又はこれと同等の防錆措置が講じられていること。**ただし、厚さが12mm以上の鋼材については、この限りでない。**

b 床下

イ f に掲げる基準に適合していること。

c 小屋裏

イ g に掲げる基準に適合していること。

d 構造部材等

令第37条及び第80条の2（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分で、**構造躯体等**の劣化軽減に関係するものに限る。）の規定に適合していること。

等級2

次に掲げる基準に適合していること。

a 鋼材の防錆措置

() 柱、はり又は筋かいに使用されている鋼材にあっては、次の表の(い)項に掲げる鋼材の厚さに応じ、(ろ)項に掲げるイ若しくは口のいずれかの防錆措置又はこれと同等の防錆措置が講じられていること。

| (い) 鋼材の厚さ | (ろ) 防錆措置 | |
|--------------|---|---|
| | 一般部 | 最下階（地階を除く。）の柱脚部 |
| | 9mm 以上 | / |
| 6mm 以上 | <input type="checkbox"/> a () の表 2 における区分 1 から区分 5 までのいずれかの塗膜 <input type="checkbox"/> a () の表 3 における区分 1 から区分 5 までのいずれかのめっき処理 | <input type="checkbox"/> a () の表 2 における区分 2 から区分 5 までのいずれかの塗膜 <input type="checkbox"/> a () の表 3 における区分 2 から区分 5 までのいずれかのめっき処理 |
| 2.3mm 以上 | <input type="checkbox"/> a () の表 2 における区分 3 から区分 5 までのいずれかの塗膜 <input type="checkbox"/> a () の表 3 における区分 2 から区分 5 までのいずれかのめっき処理 | <input type="checkbox"/> a () の表 2 における区分 3 から区分 5 までのいずれかの塗膜 <input type="checkbox"/> a () の表 3 における区分 4 及び区分 5 のいずれかのめっき処理 |

() a () に掲げる基準に適合していること。この場合において、「12mm 以上」とあるのは、「9mm 以上」とする。

b その他

の b から d までに掲げる基準に適合していること。

等級 1

d に掲げる基準に適合していること。

八 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造等の住宅

等級 3

次に掲げる基準に適合していること。

a セメントの種類

鉄筋コンクリート造等の部分に、日本工業規格 R5210 に規定するポルトランドセメント、日本工業規格 R5213 に規定するフライアッシュセメント及び又は日本工業規格 R5211 に規定する高炉セメントが使用されていること。ただし b 及び d の規定を適用する場合においては、フライアッシュセメントを使用する場合にあっては混合物を除いた部分を、高炉セメントを使用する場合にあっては混合物の 10 分の 3 を除いた部分をその重量として用いるものとする。

b コンクリートの水セメント比

コンクリートの水セメント比が、次の()又は()のいずれか（中庸熱ポルトランドセメント又は低熱ポルトランドセメントを使用する場合にあっては()）に適合していること。

() 最小かぶり厚さが次の表の(い)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項 (イ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が 50% 以下（軽量コンクリートにあっては 45% 以下）であること。

| (い) | | | (ろ) | |
|--|------------------------------|----|---------|------|
| 部 位 | | | 最小かぶり厚さ | |
| | | | (イ) | (ロ) |
| 直接土に接しない部分 | 耐力壁以外の壁又は床 | 屋内 | 2 cm | 3 cm |
| | | 屋外 | 3 cm | 4 cm |
| | 耐力壁、柱又ははり | 屋内 | 3 cm | 4 cm |
| | | 屋外 | 4 cm | 5 cm |
| 直接土に接する部分 | 壁、柱、床、はり又は基礎の立ち上がり部分 | | 4 cm | 5 cm |
| | 基礎（立ち上がり部分及び捨てコンクリートの部分を除く。） | | 6 cm | 7 cm |
| 注 外壁の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合にあっては、屋外側の部分に限り、(ろ)項に掲げる最小かぶり厚さを1 cm 減ずることができる。 | | | | |

() 最小かぶり厚さが()の表の(い)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項 (ロ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が 55%以下（軽量コンクリートにあっては 50%以下）であること。

c 部材の設計・配筋

施工誤差を考慮して設計かぶり厚さが設定されていること。

d コンクリートの品質等

コンクリートの品質が次に掲げる基準に適合していること。

() コンクリート強度が 33 N/mm^2 未満の場合にあってはスランプが 18cm 以下、コンクリート強度が 33 N/mm^2 以上の場合にあってはスランプが 21cm 以下であること。この場合において、これらと同等の材料分離抵抗が認められるものにあっては、この限りでない。

() コンクリート中の単位水量が 185 kg/m^3 以下であること。

() 沖縄県その他日平均気温の年間最低値が 0 を下回らない地域以外の地域にあっては、コンクリート中の空気量が 4 % から 6 % までであること。

e 施工計画

鉄筋コンクリート造等の部分の施工計画について、次に掲げる事項が指定されていること。

() 密実に充填するための打ち込み及び締め固めの方法

() 打ち継ぎ部の処理方法

() 養生方法

f その他の構造部材等

令第 37 条、第 72 条、第 74 条、第 75 条、第 79 条、第 79 条の 3 及び第 80 条の 2（国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分で、**構造躯体等**の劣化軽減に関係するものに限る。）の規定に適合していること。

等級 2

に掲げる基準に適合していること。この場合において、 b()中「50%以下」とあるのは「55%以下」と、「45%以下」とあるのは「50%以下」と、 b()中「55%以下」とあるのは「60%以下」と、「50%以下」とあるのは「55%以下」とする。

等級 1

f に掲げる基準に適合していること。

三 補強コンクリートブロック造の住宅

等級 3

次に掲げる基準に適合していること。

a コンクリート等の種類

充填材として用いるコンクリート等及び目地モルタルに、日本工業規格 R 5210 に規定するポルトランドセメント、日本工業規格 R 5213 に規定するフライアッシュセメント又は日本工業規格 R 5211 に規定する高炉セメントが使用されていること。ただし、b 及び c の規定を適用する場合においては、フライアッシュセメントを使用する場合にあっては混合物を除いた部分を、高炉セメントを使用する場合にあっては混合物の 10 分の 3 を除いた部分をその質量として用いるものとする。

b コンクリート等の水セメント比

充填材として用いるコンクリート等の水セメント比が、次の()又は()のいずれかに適合していること。

() 最小有効かぶり厚さが次の表の(い)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項(イ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が 50% 以下であること。

| (い) 部位 | (ろ) 最小有効かぶり厚さ | |
|-----------|------------------|------|
| | (イ) | (ロ) |
| 屋内側の部分 | 2 cm | 3 cm |
| 屋外側の部分 | 3 cm | 4 cm |

注 外壁の屋外に面する部位にタイル貼り、モルタル塗り、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されている場合においては、屋外側の部分に限り、(ろ)項に掲げる最小有効かぶり厚さを 1 cm 減ずることができる。

() 最小有効かぶり厚さが()の表の(い)項に掲げる部位に応じ、(ろ)項(ロ)項に掲げるものである場合においては、水セメント比が 55% 以下であること。

() 有効かぶり厚さは、目地部分にあっては(式 1)により、それ以外の部分にあっては(式 2)により算出し、いずれか小さい値とすること。

$$(式 1) \quad D_j / 2 + D_e$$

$$(式 2) \quad (F_u / 21) D_f / 2 + D_e$$

これらの式において、 D_j 、 D_e 、 F_u 、 D_f は次の数値を表すものとする。

D_j : 目地厚さ (単位 cm)

D_e : 充填材として用いるコンクリート等の最小かぶり厚さ (単位 cm)

F_u : フェイスシールの圧縮強さ (単位 N/mm^2)

D_f : フェイスシールの最小厚さ (単位 cm)

ただし、 D_e は 2 cm 以上とする。

c コンクリートブロック及び目地モルタルの品質

() コンクリートブロックの圧縮強さが、 $16 N/mm^2$ 以上であること。

() 目地モルタルの水セメント比が、55% 以下であること。

d 施工計画

補強コンクリートブロック造の部分の施工計画について、次に掲げる事項が指定されていること。

() 密実に充填するための打ち込み及び締め固めの方法

() 打ち継ぎ部の処理方法

() 養生方法

e 雨水の浸透対策

外壁の屋外側の部分に、次の(i)から()までに掲げるいずれかの措置が講じられ、かつ、パラペット等の上端部がアルミニウム製笠木その他これと同等の防水性を有する笠木により保護されていること。

(i) タイル貼り、モルタル塗り、外断熱工法による仕上げその他これらと同等以上の性能を有する処理が施されていること。

() 日本工業規格 A6909 に規定する防水形外装薄塗材 E、複層仕上塗材又は外装厚塗材 E、日本工業規格 A6021 に規定する外壁用塗膜防水材料その他これらと同等以上の性能を有するもので仕上げが行われていること。

() (i)又は()に掲げるものと雨水の浸透対策上同等の措置であることが確かめられた措置が講じられていること。

f 臥梁

臥梁が八 に掲げる基準に適合していること。

g その他の構造部材等

令第 37 条及び第 80 条の 2 (国土交通大臣が定めた安全上必要な技術的基準のうちその指定する基準に係る部分で、構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。)の規定に適合していること。

等級 2

二 に掲げる基準(臥梁^{がりよう}にあつては、八 に掲げる基準)に適合していること。この場合において、二 b()中「50%以下」とあるのは「55%以下」と、二 b()中「55%以下」とあるのは「60%以下」とする。

等級 1

二 gに掲げる基準(臥梁^{がりよう}にあつては、八 に掲げる基準)に適合していること。

鉄筋コンクリート組積造その他の組積造については、鉄筋コンクリート組積造に係る建築基準法関連告示等との整合を図りながら、本基準案を参考にしつつ引き続き検討する。